

良好な屋外広告による魅力的な景観づくり

寝屋川市屋外広告物ガイドライン



平成 26 年 3 月

寝屋川市

寝屋川市における屋外広告物による良好な景観形成について

寝屋川市では、平成 22 年度に「寝屋川市景観条例」、「寝屋川市景観基本計画」、「寝屋川市景観計画」などを策定し、市域内における良好な景観形成の促進に努めてきたところです。

今回、景観形成の要因の一つである屋外広告物について、表示・設置を行う際に配慮すべき事項や、寝屋川市における今後のあり方などを定めた「寝屋川市屋外広告物ガイドライン」を策定することにより、「寝屋川市景観計画」等と併せ、より一層の「魅力的な景観づくり」に向けた取組みを進めていきたいと考えています。

本ガイドラインは、「商工関連団体」、「学識経験者」、「地元学生」、「市民」、「市職員」といった様々な立場の参加者による「寝屋川市屋外広告物ガイドライン策定ワークショップ」の開催を行い、異なる立場から出される意見などを多く取り入れたものとなっています。これから屋外広告物の表示などをされる広告主の方々や、屋外広告業の方々におきましては、本ガイドラインを参考に「魅力的な景観づくり」をともに進めていただきたいと思います。

○寝屋川市屋外広告物ガイドライン策定ワークショップにご協力いただいた団体等
※順不同

- ・ 商工関連団体代表
大阪屋外広告美術協同組合
寝屋川市商業団体連合会

- ・ 学識経験者及び学生代表
大阪府立大学工業高等専門学校
常翔学園摂南大学

- ・ 市民代表
打上自治会
萱島自治会
香里南之町自治会
東大利町自治会

以 上

目 次

第1章 はじめに

1. 寝屋川市屋外広告物ガイドラインの目的	1
2. 屋外広告物とは	1
3. 本ガイドラインの位置づけ	2
4. 本ガイドラインの活用	2
5. 本ガイドラインが対象とするもの	3

第2章 共通ガイドライン

4

第3章 種類別ガイドライン

屋上広告物	6
壁面広告物	7
突出広告物	8
広告板(独立広告物)	9
広告塔(独立広告物)	10
電飾・照明・液晶広告等	11
のぼり・旗	12
広告幕・横断幕(壁面広告物)	12
はり紙・はり札	13

第4章 地域別ガイドライン

1. 駅周辺のガイドライン

駅周辺共通	14
寝屋川市駅	15
香里園駅西側	16
香里園駅東側	17
萱島駅	18
東寝屋川駅	19

2. 沿道幹線沿いのガイドライン

沿道幹線沿い共通	20
京都守口線	21
国道1号	22
国道170号	23
第二京阪道路	24

参考資料

25

第1章 はじめに

1. 寝屋川市屋外広告物ガイドラインの目的

屋外広告物は、わたしたちに商品やサービスなどの情報を直接知らせてくれるとともに、にぎわいが演出されるなど、まちの景観を特徴づける重要な要素のひとつともなっています。

屋外広告物は、設置者の創意工夫により、様々な形態や色彩のものを見ることが出来ます。自由に設置できる私有物ではありますが、誰もが目にすることができることから、一方で公共的な役割を有しているともいえます。

このため、屋外広告物が無秩序に設置されると、まちの美観や自然の風致を損なうことにもなります。

さらに、屋外広告物はその設置や管理が適正に行われないと、台風などの強風や地震などによって、通行人に危害を及ぼすことにもなりかねません。

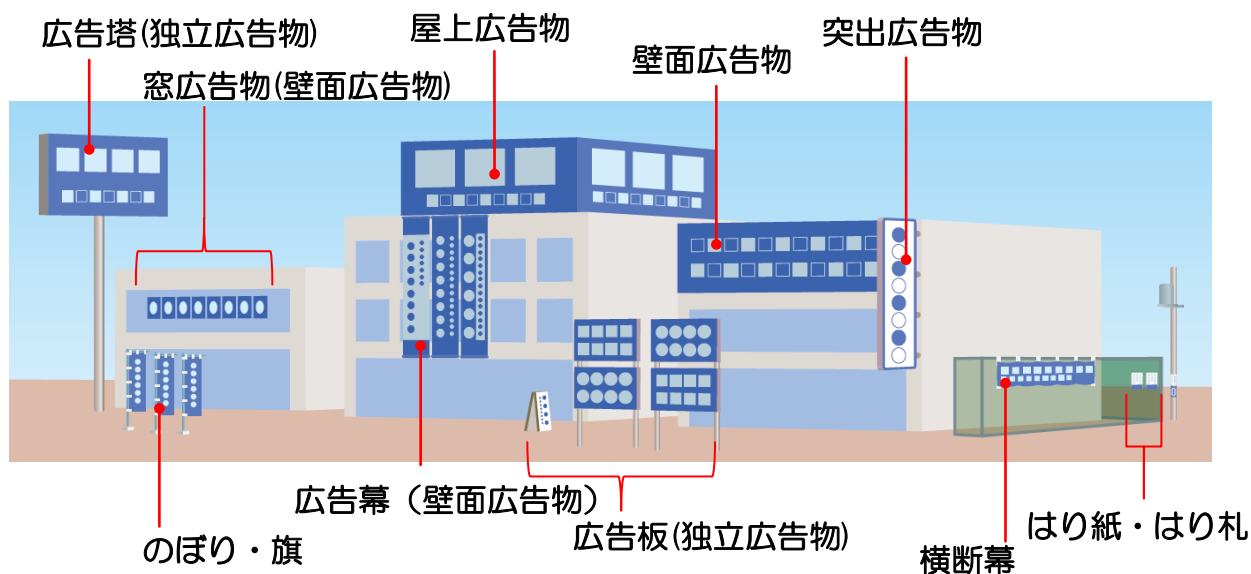
そこで、屋外広告物の設置に当たっては、まちなみや周辺の景観に配慮するとともに、安全で快適なまちの大切な構成要素となるように、屋外広告物ガイドラインを策定することとしました。

今後、屋外広告物の設置を行うに当たっては、本ガイドラインを参考にいただき、より魅力ある寝屋川市のまちづくりをともに進めていただきたいと思います。

2. 屋外広告物とは

屋外広告物とは、屋外広告物法により、次のように定められています。「屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう」。

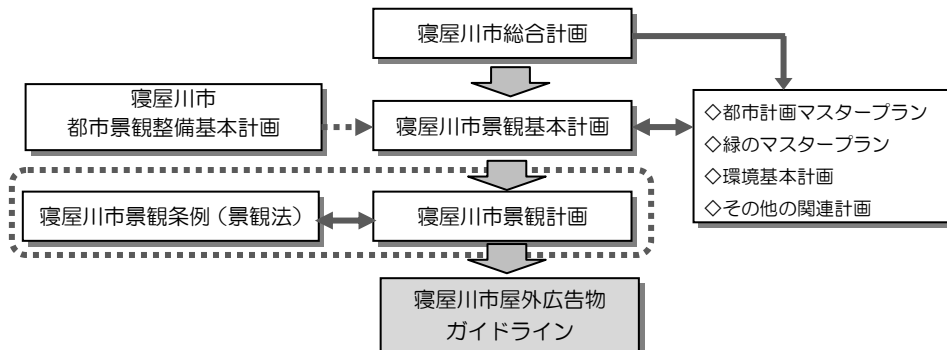
また、営利を目的としないものや、写真やシンボルマークなど商品やサービスなど一定のイメージを与えるものも広告物となります。



屋外広告物の種類(例)

3. 本ガイドラインの位置づけ

寝屋川市では、美しいまちなみづくりの推進のために、市民や事業者、行政が一体となって共通の目標の下に取り組んでいけるよう、景観形成の目的や方針、実現に向けた取り組みを明らかにすることを目的として「寝屋川市景観基本計画」を策定しています。

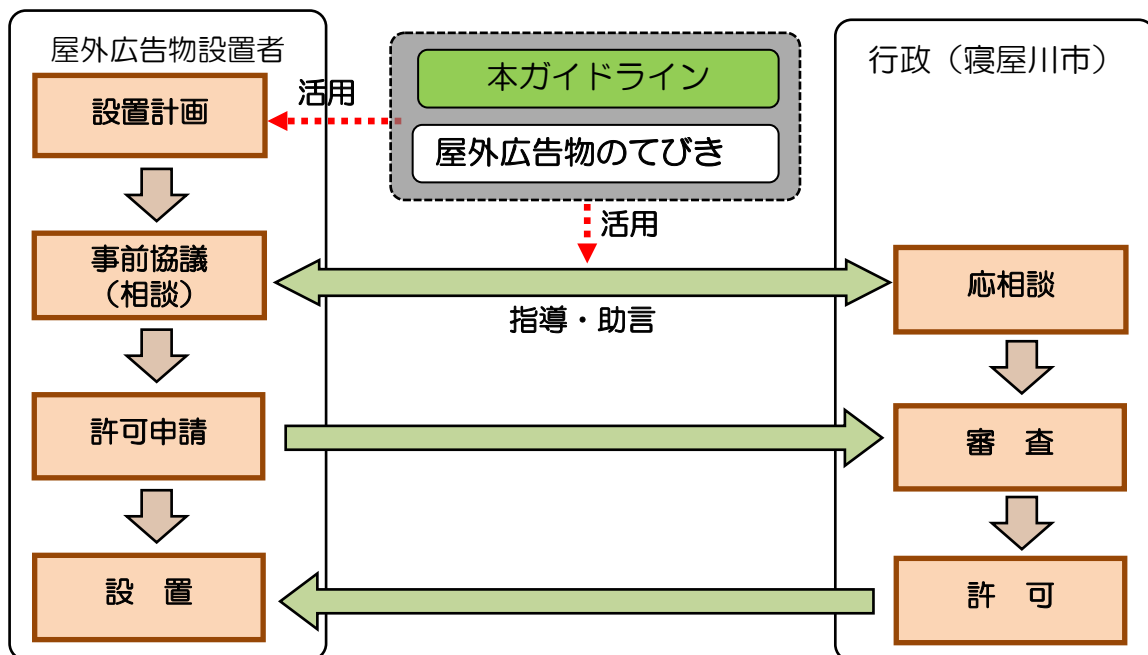


屋外広告物ガイドラインは、これら上位計画のもとに、都市の景観に影響を与える屋外広告物について、市の良好な景観と調和するため、寝屋川市景観計画での「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」にもとづき、関係法令の規定による基準、景観に配慮すべき事項について定めるものです。

4. 本ガイドラインの活用

寝屋川市では、屋外広告物の設置に関して、計画段階からの事前相談や、各種法定手続きの協議に応じています。

屋外広告物の設置を検討する際には、本ガイドラインの内容をご理解いただき、「屋外広告物のてびき」とともに、屋外広告物の設置計画や設計に反映いただきますようお願いいたします。



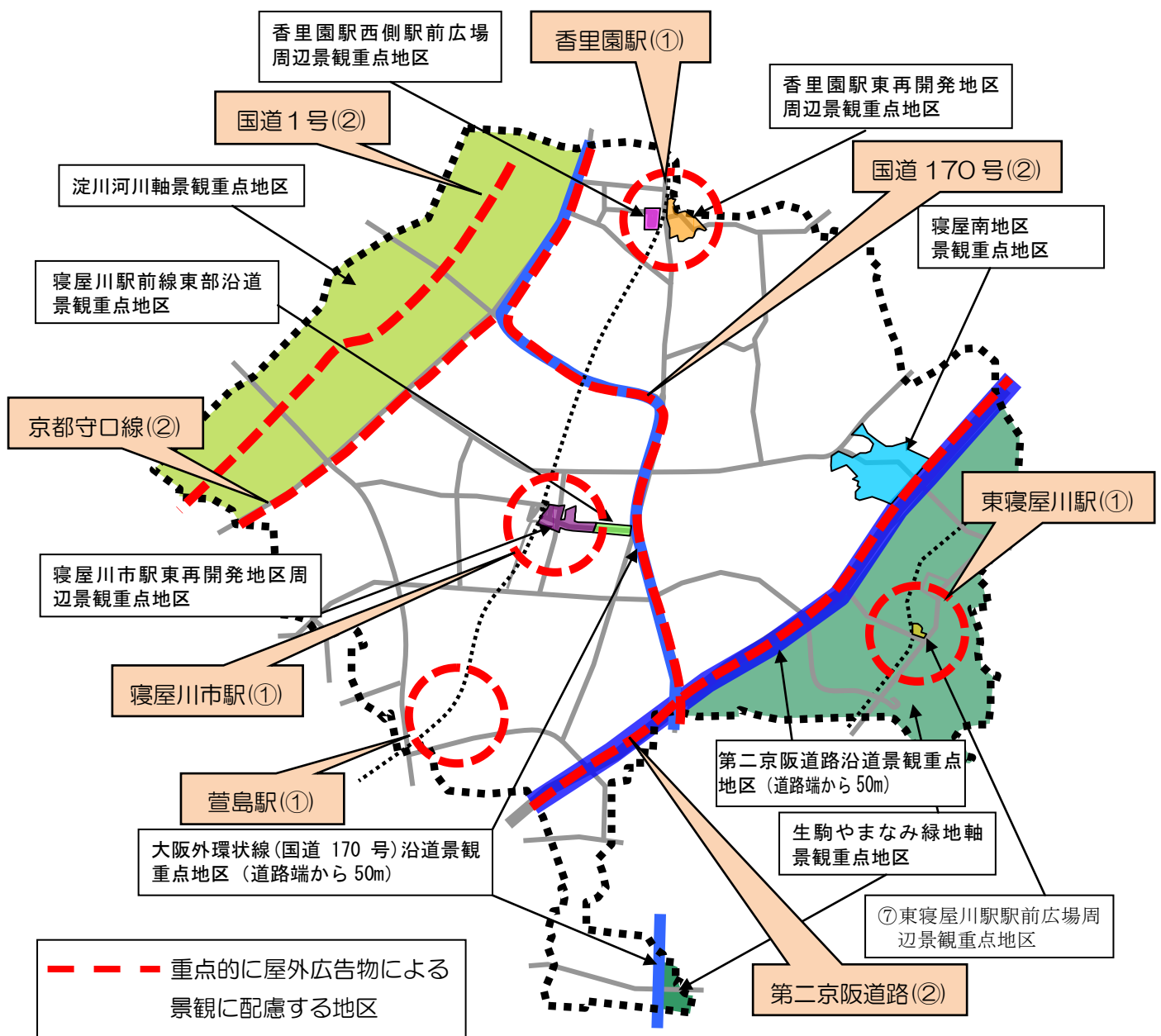
5. 本ガイドラインが対象とするもの

寝屋川市では全域が景観計画区域に指定されており、本ガイドラインにおいても市内全域を適用対象地区としています。また、屋外広告物の設置にあたっては、市内全域が原則として許可申請の対象となります。

ガイドラインでは、屋上広告物、壁面広告物などの種類別に望ましい設置のあり方について記載することと併せ、屋外広告物を見る側の感じ方は設置される地区によって大きく異なることから、重点対象地区として地区の特性に応じた配慮事項を記載しています。

重点対象地区については、寝屋川市景観計画で設定されている特に重点的に景観形成を図る地区をもとに、①駅周辺地区、②沿道幹線沿い地区について選定しています。

- ① 駅周辺地区…寝屋川市駅、香里園駅、萱島駅、東寝屋川駅の周辺
- ② 沿道幹線沿い地区…京都守口線、国道1号、国道170号、第二京阪道路の周辺



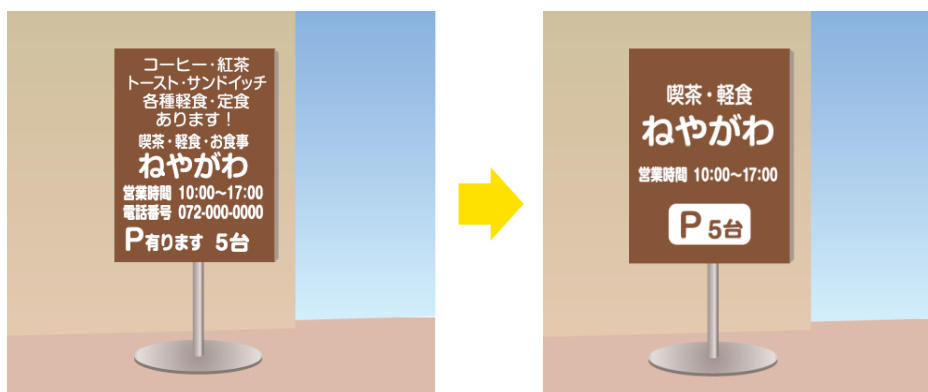
第2章 共通ガイドライン

多くの人に自分たちの店舗や商品のことを知ってもらうため、屋外広告物は、より大きく、より色鮮やかになりがちです。しかし、少しの工夫で周辺の環境や景観に配慮した屋外広告物にすることもできます。

この章では、すべての広告に共通する屋外広告物のあり方についてのヒントを示しています。

● 表現を最小限にする

表示内容が多すぎると伝えたい内容がかえってわかりにくくなります。要点をしばって簡明な表現とるようにしましょう。



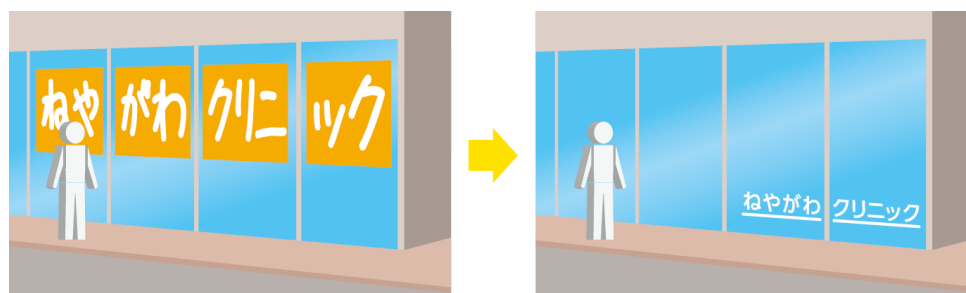
表現を最小限とする方法のひとつに、シンボルマークやピクトグラムを使用する方法もあります。

限られた表示面積のなかで、印象的に情報を伝えることができます。



● 簡潔で控えめな表現とする

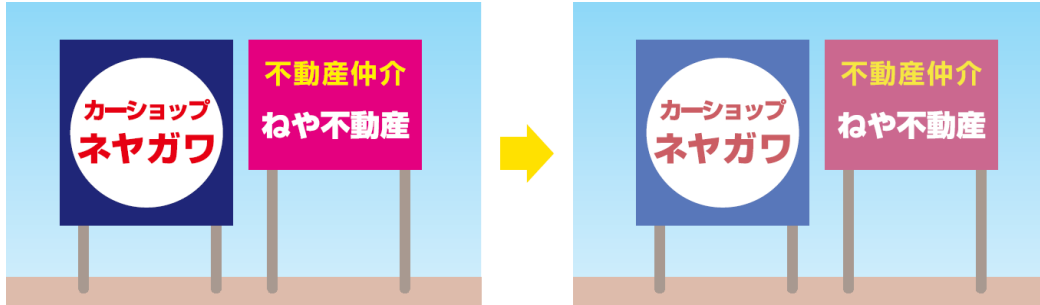
大きくて威圧的な表現よりも、控えめでもセンスが光る表現の方が人目を引く効果が高いこともあります。余白を上手に使うって、簡潔で控えめな表現を心がけましょう。



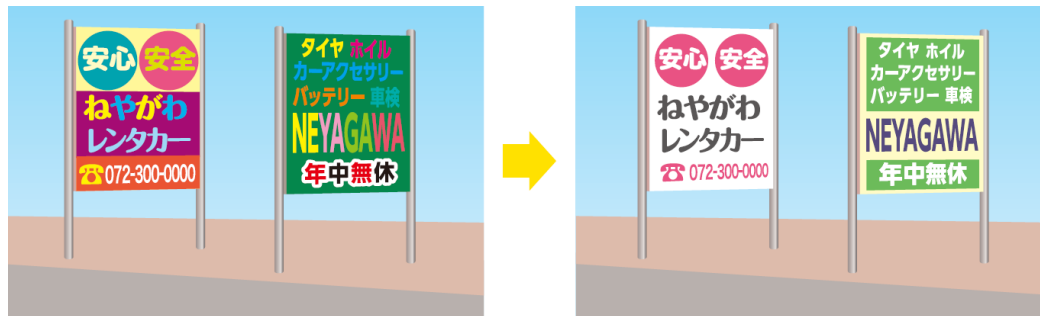
● 色彩に配慮する

派手な色彩は人目を引きませんが、回りの景観に与える影響も大きくなります。

彩度を抑える、地の色に原色を使用しない、使う色の数を少なくするなど、少し控えめな色彩を使用しましょう。



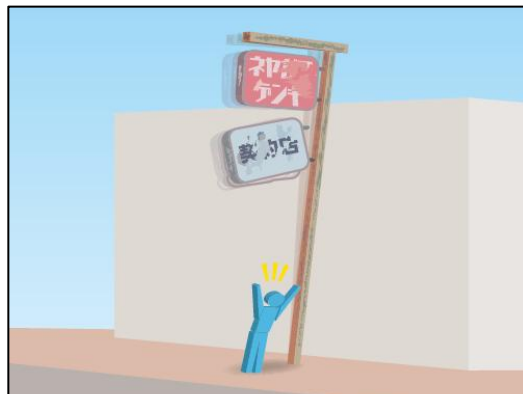
彩度を抑えたり、地の色に原色の使用は控えましょう。



色数の使用を控えましょう。

● 維持・管理上の配慮

- ・ 老朽化した屋外広告物は景観を阻害する大きな要因となるため、維持管理に十分配慮し、店舗などを閉鎖する際は、屋外広告物も合わせて撤去するようにしましょう。
- ・ 特に非自家用屋外広告物（自家敷地以外で設置された広告物）については、管理が行き届きにくくなりますので、維持管理には十分に注意しましょう。



老朽化した屋外広告物は景観の阻害とともに、安全面でも問題があります。

第3章 種類別ガイドライン

● 屋上広告物

○現状での課題：広告物の高さがそろっておらず、連続した建物のスカイラインを崩してしまう例があります。

【指針】

・原則として建物1棟につき、一個とする：

屋上広告物は多くの人が目にするため、景観に与える影響が大きく、屋上広告物の乱立は景観を大きく損ねることになりかねません。むやみに設置することは避け、原則として建物1棟につき1個としましょう。

・高さをそろえる：

隣接する建物との連続性を保つように、スカイラインを崩さないようにしましょう。

・建物デザインとの一体感をもたせる：

屋外広告物と建物に色や形などの違和感があると、統一感が失われ、雑然とした印象を与えます。地の色を建物の壁面と同系色としましょう。

・威圧感を与えないよう、安定感のある形態で建物とのバランスに配慮する：

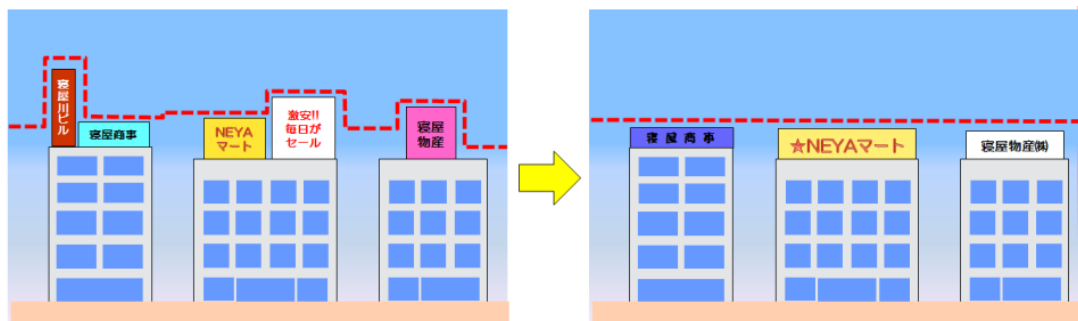
圧迫感を与えないような安定感のある形態となるようにしましょう。

・原色を抑えた色彩とする：

地の部分など、表示面積の大きいものは原色の使用を抑えるようにしましょう。

・表示内容は最小限のものとする：

使用文字が多いと、雑多な印象となります。表示内容は店舗名などの屋号、ロゴのみとするなど、最小限の表示内容としましょう。



屋外広告物の高さや大きさをそろえると、統一感のあるまちなみとなります。

● 壁面広告物

○現状での課題：壁一面に屋外広告物が貼り出されるなど、情報過多となっているものがあります。また、壁面全体を広告物としているもの、形や色などがバラバラとなっているものみられます。

【指針】

- ・一つの建物に複数設置する場合は、位置、大きさなどをそろえる：

テナントビルなどで複数の屋外広告物がバラバラに設置されると、雑然とした印象となります。配置や大きさを配慮して、統一感を持たせるようにしましょう。

- ・威圧感を与えないデザインとする：

複数階を超えて、同一の屋外広告物を壁全面に設置しないようにしましょう。また、壁面広告は屋上に突き出るような形態は避け、原則として3階以上の壁面には設置しないようにしましょう。

- ・建物デザインとの一体感をもたせる：

地の色を建物の壁面と同系色とし、建物との一体感を持たせるようにしましょう。

- ・原色を抑えた色彩とする：

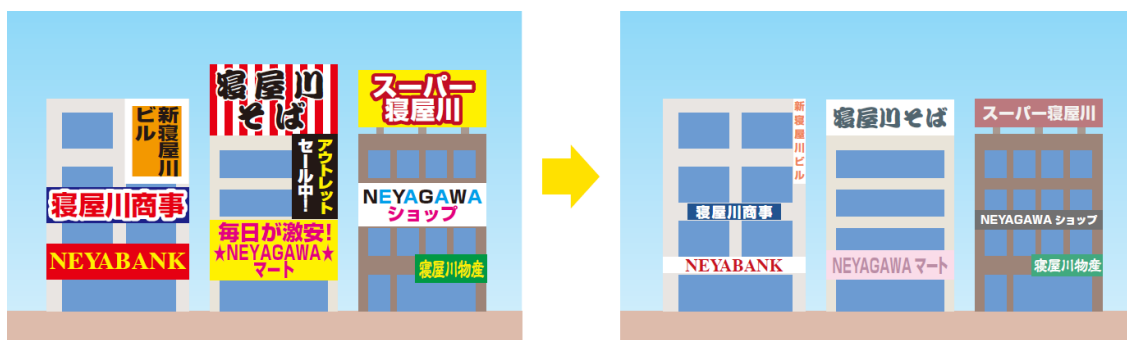
地の部分など、表示面積の大きいものは原色の使用を抑えるようにしましょう。

- ・窓広告はポイント的な表示とする：

窓広告は設置が容易ですが、無造作に設置すると周辺景観を阻害することにもなりかねません。防火上の観点からも屋外広告物を設置しないことが望まれますが、建物の内側から設置する場合などであっても、デザイン化された文字をポイント的に配置し、まちなみに調和したデザインとなるよう心がけましょう。

- ・表示内容は最小限のものとする：

使用文字が多いと、雑多な印象となります。表示内容は店舗名などの屋号、ロゴ、階数のみとするなど、最小限の表示内容としましょう。



位置、大きさをそろえたり、原色を抑えると、すっきりしたまちなみとなります。

● 突出広告物

○現状での課題：様々な形状のものが密集して設置されている事例があります。

【指針】

・まちなみ景観に配慮し、近隣の突出広告物との調和を図る：

複数の突出広告物が連続する場合、デザインや大きさが統一されれば、すっきりした景観となることが期待できます。近隣の突出広告物と設置位置や突出幅、形状などをそろえましょう。

・一つの建物に複数設置する場合は、集約化を図る：

テナントビルなどで複数の突出広告物がバラバラに設置されると、雑然とした印象となります。集約化して一つにまとめ、近隣の突出広告物と設置位置をそろえましょう。

・威圧感を与えないデザインとする：

大きさ、突出幅は最小限にとどめ、まちなみに適した大きさとしましょう。

・建物デザインとの一体感をもたせる：

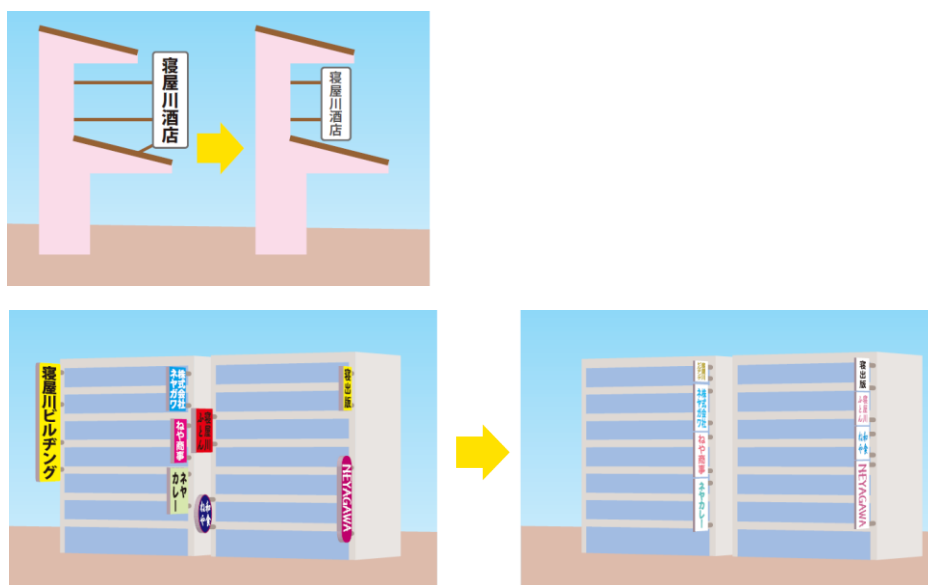
地の色を建物の壁面と同系色とし、建物との一体感を持たせるようにしましょう。

・原色を抑えた色彩とする：

地の部分など、表示面積の大きいものは原色の使用を抑えるようにしましょう。

・表示内容は最小限のものとする：

使用文字が多いと、雑多な印象となります。表示内容は店舗名などの屋号、ロゴ、階数程度のみとするなど、最小限の表示内容としましょう。



突き出しを控えめにし、形状をそろえることで安定感が得られ、すっきりします。

● 広告板(独立広告物)

○現状での課題：交差点周辺などに密集して設置され、歩行者や運転者の見通しなどを阻害している事例があります。

【指針】

・ 通行の見通しや安全を妨げない位置での設置、大きさとする：

歩行者や自転車の妨げとなっている場合があり、設置に際してはこれを妨げないものとするとともに、信号の視認についてもこれを妨げないものとしましょう。

・ 一つの敷地に複数設置する場合は、集約化を図る：

複数の広告板がバラバラに設置されると、雑然とした印象となります。原則として集約化し、一つの設置としましょう。

・ 威圧感を与えないデザインとする：

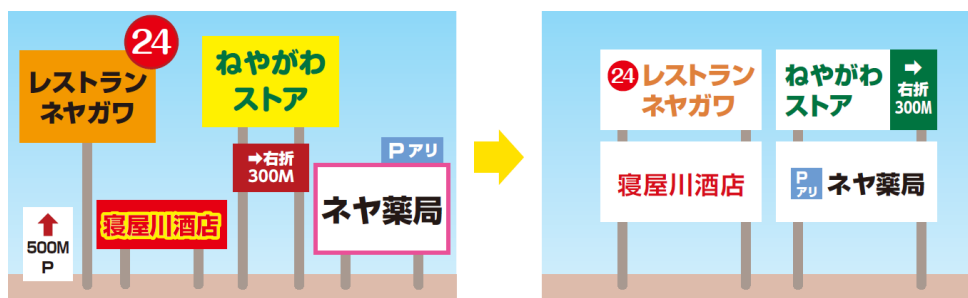
不安定な形態のものは避け、建物やまちなみに合わせた安定感のあるデザインとしましょう。また、高さがバラバラになると、雑然とした印象を与えるため、高さをそろえるようにしましょう。

・ 原色を抑えた色彩とする：

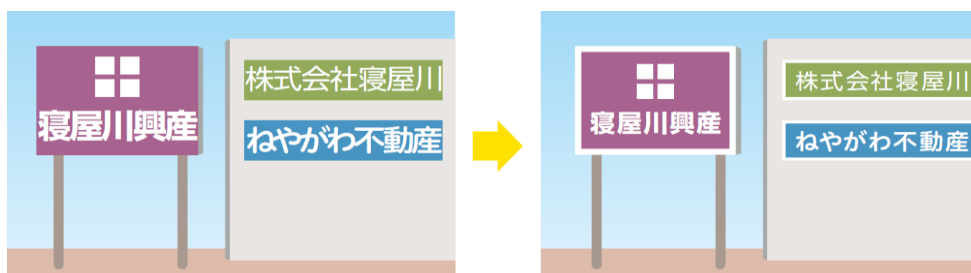
地の部分など表示面積の大きいものは原色の使用を抑えるようにしましょう。また、複数の屋外広告物が集約される場合は、極力同系統色で統一するようにしましょう。

・ 表示内容は最小限のものとする：

使用文字が多いと、雑多な印象となります。また、運転者の安全にも支障が生じます。表示内容は店舗名などの屋号、ロゴ、進行方向など要点を絞った表現とするなど、最小限の表示内容としましょう。



集約化しまとめることで、すっきりするとともに、情報も確認しやすくなります。



額縁（ライン）を設けたり、余白をとると、落ち着きが生まれます。

- 広告塔(独立広告物)

○現状での課題：比較的制約なく設置でき、多様なデザイン、形状のものがみられます。大型なものは色合いなどで圧迫感を与えることもあります。

【指針】

・威圧感を与えないデザインとする：

横方向に大きく広がったり、複雑な形状のものなど不安定な形態のものは避け、建物やまちなみに合わせた安定感のあるデザインとしましょう。

また、高さがバラバラになると、雑然とした印象を与えるため、周囲の他の広告塔と高さをそろえるようにしましょう。

・街路樹、街路灯とのバランスに配慮する：

高さを競うあまり、周辺の建物や街路樹、街路灯を大きく超えるものもみられますが、これらは都市景観を阻害する要因ともなりますので、街路樹や街路灯とのバランスに配慮しましょう。

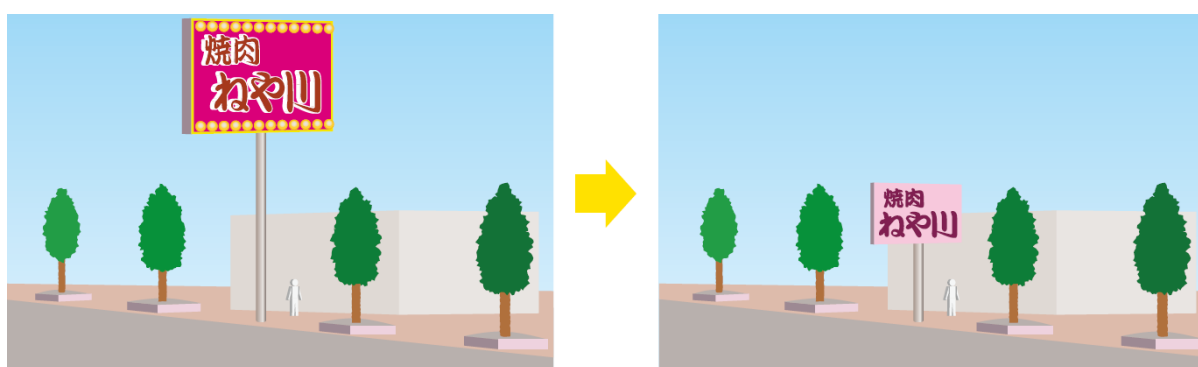
・原色を抑えた色彩とする：

地の部分など表示面積の大きいものは原色の使用を抑えるようにしましょう。複数の屋外広告物が集約される場合は、極力同系統色で統一するようにしましょう。

また、支柱についてはそれ自体で自己主張しないよう、低い彩度のものとしましょう。

・表示内容は最小限のものとする：

運転者にとって過剰な情報は視認が困難となり、広告効果も低減します。使用する文字を最小限とし、デザインを工夫することで広告効果を高めましょう。



高さや大きさを抑えると、威圧的なイメージがやわらぎます。

● 電飾・照明・液晶広告等

○現状での課題：屋外広告物に用いる点滅式や回転式、また液晶画面を用いた屋外広告物等は、過剰な明るさとなることが多く、落ち着きある夜間の景観に支障が生じることとあわせて、交通安全上でも問題を生じることがあります。

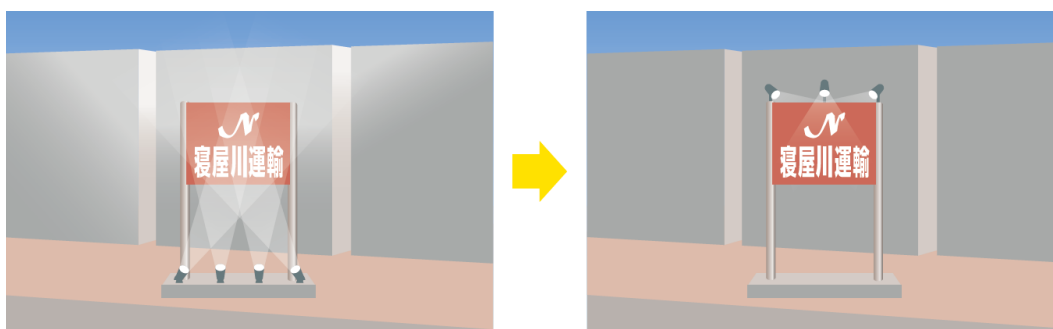
【指針】

・過剰な照明の使用は控える：

点滅式や回転式の照明、また液晶広告等を用いる場合は光度・輝度・照度を抑え、過剰な明るさとならないよう注意しましょう。

・周囲の住環境に配慮する：

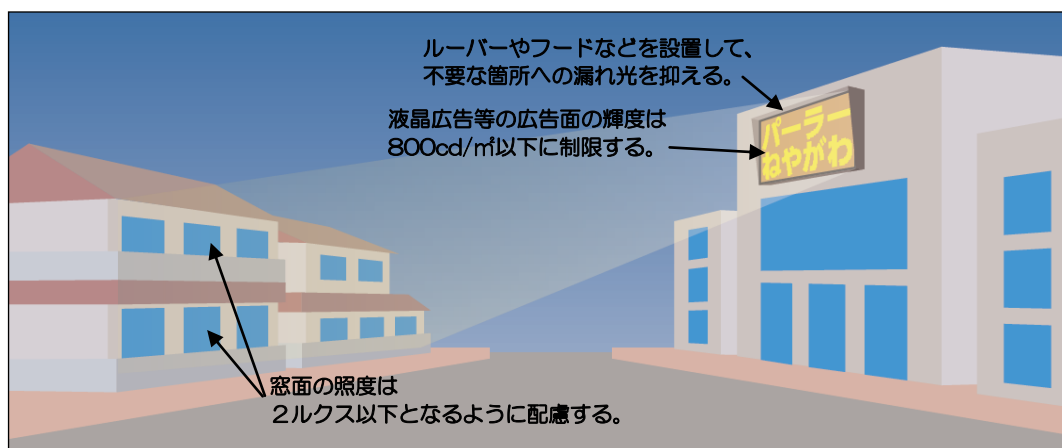
住宅地付近では、屋外広告物以外に照明を当てない、開店時間外は照明を控える、住宅地に面して液晶広告等を設置しないなど、近隣の住環境に配慮しましょう。



屋外広告物以外に光が当たると、周辺への影響が懸念されます。

※液晶広告等の自発光する屋外広告物を使用した場合の配慮事項（参考）

住宅地に面して液晶広告等の自発光を伴う屋外広告物の設置は行わないといったことが望まれますが、やむを得ず設置を行う場合は、環境省の「光害対策ガイドライン」や、国際照明委員会（CIE）の「屋外照明設備による障害光の規制ガイド」などを参考に、周囲の環境に配慮した適切な照明計画を心がけましょう。



※住宅に面して液晶広告等を設置する場合の配慮事項（例）

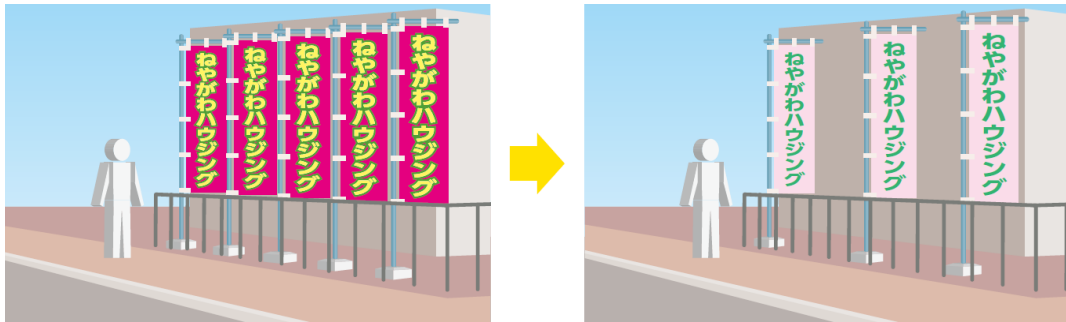
● のぼり・旗

○現状での課題：風にはためくのぼり・広告旗は、手軽に設置でき、また視覚効果も得られやすく、目にもすることも多いですが、視界をさえぎるほど数多く、連続的に設置されたり、長期間放置されたりといった、安全面や景観を阻害しかねない設置例もあります。

【指針】

・必要な期間のみでの掲出：

歩行者の安全を阻害しない大きさ、高さ、設置位置とし、掲出本数を抑え、旗さおが歩車道に傾かないようにすると共に、必要な期間のみの掲出としましょう。また、車両の出入口付近などには見通しの確保ができるよう設置場所に配慮しましょう。



設置本数を抑えることで、見通しがよくなり、通行者の安全面にも効果があります。

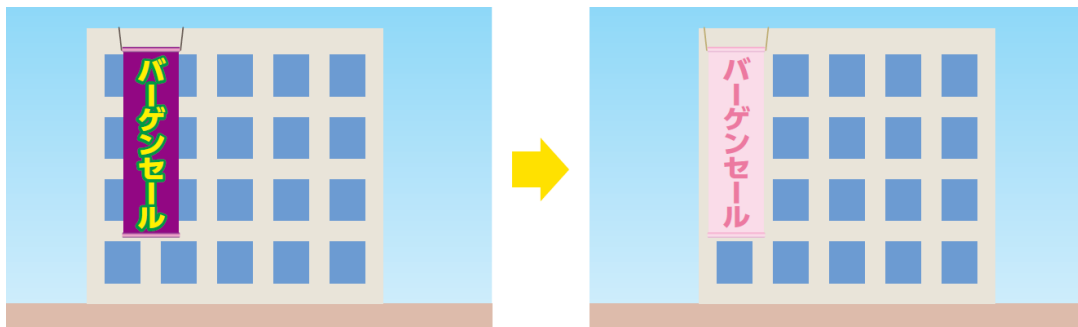
● 広告幕・横断幕（壁面広告物）

○現状での課題：長期間にわたって設置されている事例や、強風に煽られて外れてしまうのではないかと不安に感じられる事例もあります。

【指針】

・必要な期間のみでの掲出：

布や網を利用し、建築物等に取り付けられる壁面広告物です。期間を限定して設置し、季節感を表現することを心がけ、強風時などはすみやかに取り外すなど、適正な維持管理に努めましょう。



広告幕や横断幕は素材自体の強度が低いため、維持管理には特に注意が必要です。

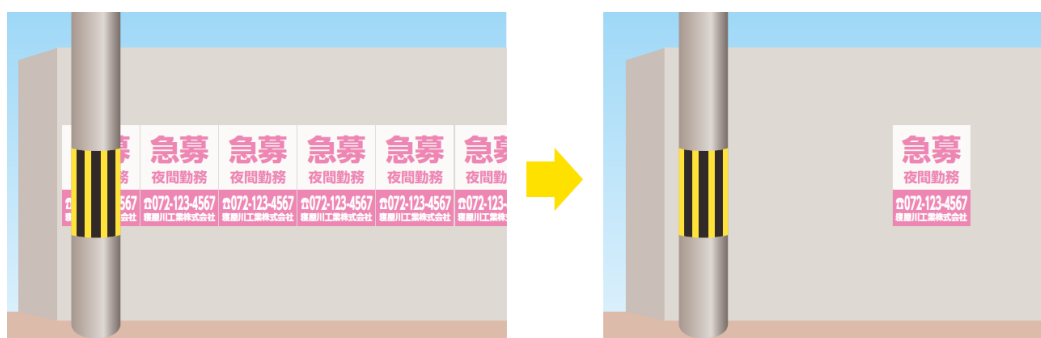
- はり紙・はり札

○現状での課題：はり紙・はり札は、安価で手軽に設置できるため、大量に貼られ、無秩序な掲出により見苦しくなっている事例も見られます。

【指針】

・必要最小限の設置とする：

連続して同じものを貼らないようにし、掲出期間の過ぎたはり紙やはり札はすみやかに撤去しましょう。また、貼る箇所を限定して設置するなど、より見やすくなる工夫に心がけましょう。



はり紙やはり札は、連続して何枚も貼らないようにしましょう。

第4章 地域別ガイドライン

1. 駅周辺のガイドライン

屋外広告物の評価は、設置される地域によって大きく異なるため、設置場所の地区特性を踏まえ、周辺に調和した屋外広告物の設置を図ることが必要です。

● 駅周辺共通

◇屋外広告物設置目標

・質の高い屋外広告物の設置によるまちの顔づくり

駅周辺は商業施設が集中し、多くの人が行き交い、賑わいがあり、まちの顔ともいえる場所です。屋外広告物の設置を行う場合でも、まちの顔にふさわしい、質の高いまちなみとなるよう、配慮が必要です。まちなみや背景との調和を第一に考え、駅の個性に応じた、周辺の美しさを損なわないデザインとなるよう心がけましょう。

【指針】

・建物の美しさを活かす屋外広告物の設置

まちの美しさは、本来、建物や道路、広場などがつらなり織りなすことで生まれるものです。屋外広告物が（まちなみの主役になるような）建物の美観を損なう規模や色彩とならないよう、わかりやすく、シンプルな表現を心がけましょう。

・設置にあたっては、建物や周辺の景観との調和に心がけましょう。

・屋上広告物、壁面広告物は、地の色は取り付け建物の壁面と同系統色（同一色相、隣接色相、類似色相※参考資料3）とし、建物になじませるようにしましょう。

・使用する色彩は、地の色と補色関係にあるものはポイント的な使用にとどめ、原色は使用を抑えるようにしましょう。

・道幅が狭い道路では、歩行者が仰ぎ見るような箇所に壁面広告物、突出広告物を設置しないようにしましょう。

● 寝屋川市駅（商業地域）

寝屋川市景観計画では、寝屋川市駅東側周辺の景観形成については次のように整備方向が定められています。

- ◇元気都市・寝屋川の玄関に相応しい景観をつくり、市役所や市内の各公的施設へのネットワークづくりの拠点となる、品格と風情ある景観形成をめざします。
- ◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体としてまちづくりに関わり、ルールを大切にするとともに、本市のシンボルロードとして整備が進められる都市計画道路寝屋川駅前線と沿道とが一体となった景観づくりを進めます。

◇屋外広告物設置目標

寝屋川市駅周辺での屋外広告物の設置目標を次のように設定します。

・賑わいと品格が感じられる屋外広告物の設置

多くの人が集まり、活気あふれる商業に特化した地区です。比較的自由に屋外広告物を設置できますが、経済や個性が優先されるあまり、屋外広告物の集中、大型化など過剰なデザインにもなりがちです。周辺景観との調和に配慮し、まちの顔として、地域イメージをリードする、品格ある屋外広告物の設置を目指しましょう。

【指針】

・駅前広場への配慮

屋上広告物の大型化や、壁面広告物の過度な集中はまちの景観を乱雑なものにし、かえって集客効果を損なう結果にもなります。

駅前広場の景観に配慮し、過大な屋外広告物の設置は行わないようにしましょう。特に駅前広場周辺については、質の高いデザインの実現に努めましょう。

基準の目安

- 屋上広告物……………表示面積の合計は取り付け壁面の 1/5～1/10 以下
- 壁面広告物……………表示面積の合計は取り付け壁面の 1/5～1/10 以下
- 突出広告物……………突出幅は取り付け壁面から 0.5m～1 m以内、道路への突出は控える。
- 広告板・広告塔…原則、設置しない。
- のぼり・旗……………原則、設置しない。
- はり紙・はり札…原則、設置しない。



建物デザインとの調和を重視したデザイン性の高い壁面広告物



シンプルな表現と外壁との調和を意識した色彩

● 香里園駅西側（商業地域）

寝屋川市景観計画では、香里園駅西側周辺の景観形成については次のように整備方向が定められています。

- ◇本市北部の玄関として、市民がふれあい・語らい・憩える、都市拠点に相応しい景観形成をめざします。
- ◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体としてまちづくりに関わり、ルールを大切にするとともに、市道香里駅前線と駅前広場などが一体となった景観づくりを進めます。

◇屋外広告物設置目標

香里園駅西側周辺での屋外広告物設置目標を次のように設定します。

・賑わいを生み出す、まちと調和した屋外広告物の設置

近年再開発が進み、新しいまちの顔として賑わいがうまれつつあります。一方で、昔ながらの商業地区も生きづいており、当地区は様々な表情を有しています。これから、新たな地域のイメージをつくっていくために、周辺景観との調和に配慮し、新たなまちの顔として、地域イメージを創造していくような屋外広告物の設置を目指しましょう。

【指針】

・駅前広場への配慮

屋上広告物の大型化や、壁面広告物の過度な集中はまちの景観を乱雑なものにし、かえって集客効果を損なう結果にもなります。

駅前広場の景観に配慮し、過大な屋外広告物の設置は行わないようにしましょう。特に駅前広場周辺については、質の高いデザインの実現に努めましょう。

基準の目安

- 屋上広告物……………表示面積の合計は取り付け壁面の 1/5～1/10 以下
- 壁面広告物……………表示面積の合計は取り付け壁面の 1/5～1/10 以下
- 突出広告物……………突出幅は取り付け壁面から 0.5m～1 m以内、道路への突出は控える。
- 広告板・広告塔…原則、設置しない。
- のぼり・旗……………原則、設置しない。
- はり紙・はり札…原則、設置しない。



文字の配列がすっきりとまとめられています。



住宅地に調和し、雰囲気の良い看板

● 香里園駅東側（近隣商業地域）

寝屋川市景観計画では、香里園駅東側周辺の景観形成については次のように整備方向が定められています。

- ◇本市北部の玄関に相応しいシンボルとなる景観をつくり、「香里園かほりまち」の景観形成をめざします。
- ◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体としてまちづくりに関わり、ルールを大切にするとともに、市道香里園駅東線の駅前広場など一体となった景観づくりを進めます。

◇屋外広告物設置目標

香里園駅東側周辺での屋外広告物設置目標を次のように設定します。

・賑わいと住まいが近接する、これからのまちにふさわしい屋外広告物の設置

駅東地区の再開発が進められており、さらにまちの顔が大きく変化をとげることとなります。本市北部の玄関口にふさわしく、賑わいと暮らしが近接する、将来のまちにふさわしい、屋外広告物の設置を目指しましょう。

【指針】

- ・現状の景観を維持するよう、屋外広告物の設置を控える

当地区では大きく問題となるような屋外広告物は見当たりません。現在の環境が将来も維持できるよう、屋外広告物の設置を控え、落ち着いた居住環境の維持に努めましょう。

基準の目安

- 屋上広告物……………原則、設置しない
- 壁面広告物……………表示面積の合計は取り付け壁面の 1/10 以下
- 突出広告物……………突出幅は取り付け壁面から 0.5m 以内、道路への突出はしない。
- 広告板・広告塔……………原則、設置しない。
- のぼり・旗……………原則、設置しない。
- はり紙・はり札……………原則、設置しない。



屋外広告物の設置が少なく落ち着いた印象です。



文字がすっきりとおさめられています。

● 萱島駅（近隣商業地域）

◇屋外広告物設置目標

萱島駅周辺での屋外広告物設置目標を次のように設定します。

・懐かしさが感じられる、風情のある屋外広告物の設置

昔ながらの商業形態が今も数多く営まれています。人の生活が色濃く感じられる地域です。屋外広告物の規模は小さくなりますが、小規模で雑多な屋外広告物の集中、スケールを配慮しない大きさのもの、また周辺環境に配慮しない色彩のものも見られます。昔ながらの風情が感じられるような屋外広告物の設置を目指しましょう。

【指針】

・昔ながらの風情ある街並みへの配慮

萱島駅周辺の昔ながらの街並みを壊すことがないように、周辺環境との調和に配慮した雰囲気のある屋外広告物の設置を心がけましょう。

・快適な歩行空間への配慮

歩行者の安全な歩行に配慮し、その妨げになるような屋外広告物の設置は行わないようにしましょう。また、見上げるような位置に屋外広告物を設置しないなど、歩行者の視線に配慮しましょう。

基準の目安

屋上広告物……………原則、設置しない

壁面広告物……………表示面積の合計は取り付け壁面の 1/10 以下

突出広告物……………突出幅は取り付け壁面から 0.5m 以内、道路への突出はしない。

広告板・広告塔…原則、設置しない。

のぼり・旗……………原則、設置しない。

はり紙・はり札…原則、設置しない。



萱島駅と萱島神社のくすのきは、地域が守るべき景観として、地元で愛されています。屋外広告物の設置にあたっては、古き良きまちなみを意識しましょう。



落ち着いた色合い、最小限の表現によりすっきりとまとめられ、伝統的な風情を感じさせます。

● 東寝屋川駅（近隣商業地域）

寝屋川市景観計画では、東寝屋川駅周辺の景観形成については次のように整備方向が定められています。

- ◇本市東部の玄関に相応しいシンボルとなる景観をつくり、生駒山系への眺望にも配慮しながら、暮らしの拠点としての景観形成をめざします。
- ◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体としてまちづくりに関わり、ルールを大切にするとともに、駅前広場などと一体となった景観づくりを進めます。

◇屋外広告物設置目標

東寝屋川駅周辺での屋外広告物設置目標を次のように設定します。

・落ちついた居住空間にふさわしい屋外広告物の設置

東寝屋川駅周辺では、商業地域に比べ、まちの規模が小さくなり、等身大の人の生活が感じられるようになります。屋外広告物の規模は小さくなりますが、小規模で雑多な屋外広告物の集中、スケールを配慮しない大きさのもの、また周辺環境に配慮しない色彩のものもみられます。住みやすさや、歩く楽しさを感じられるような屋外広告物の設置を目指しましょう。

【指針】

・駅周辺の居住空間への配慮

住宅地の多い当地区では、居住環境に調和した屋外広告物の設置を心がけましょう。極力屋外広告物の設置は控え、設置する場合は大きさや色彩、電飾に注意し、周辺の居住環境との調和に配慮するよう心がけましょう。

・快適な歩行空間への配慮

歩行者の安全な歩行に配慮し、その妨げになるような屋外広告物の設置は行わないようにしましょう。また、見上げるような位置に屋外広告物を設置しないなど、歩行者の視線に配慮しましょう。

基準の目安

- 屋上広告物……………原則、設置しない
- 壁面広告物……………表示面積の合計は取り付け壁面の 1/10 以下
- 突出広告物……………突出幅は取り付け壁面から 0.5m 以内、道路への突出はしない。
- 広告板・広告塔…原則、設置しない。
- のぼり・旗……………原則、設置しない。
- はり紙・はり札…原則、設置しない。



整然とまとめられることで、広告数が多くてもすっきりします。



周辺の居住空間との調和を考慮した色彩とシンプルな表現

2. 沿道幹線沿いのガイドライン

● 沿道幹線沿い共通

◇屋外広告物設置目標

・広い道路空間が生き、良い見通しが得られる屋外広告物の設置

郊外幹線沿いの店舗は施設規模が大きく、運転者に対する広告効果を得るため、看板の大型化、高層化、原色の多用などの傾向がみられます。また屋外広告物の規模が大きいため、老朽化した屋外広告物等は景観に与える影響が大きくなります。

比較的自由に屋外広告物を設置することができる地域ですが、周辺の環境や景観との調和にも配慮し、過剰な規模やデザインとならないよう配慮が必要です。

【指針】

・シンプルな表現により、広告効果を高めましょう

過剰な形状、デザインなものとなりがちですが、運転者にはかえって視認効果が低減します。見通しの良い道路空間となるよう、見やすく、わかりやすい、シンプルな表現を心がけましょう。

基準の目安（全線に共通）

屋上広告物	表示面積の合計は取り付け壁面の 1/5 以下
壁面広告物	表示面積の合計は取り付け壁面の 1/5 以下
突出広告物	突出幅は取り付け壁面から 1m 以内
広告板	交差点周辺での設置は控える。
広告塔	高さは 10m 以下とし、街路樹、街路灯とのバランスを考慮する
のぼり・旗	歩行者や運転者の視界を妨げない箇所への設置
はり紙・はり札	原則、設置しない。

- ・道路の幅や建物とのバランスを考慮し、威圧感を与えるような大きさの屋外広告物の設置は控えましょう。
- ・複数の設置、ランダムな設置は避け、一つにまとめましょう。
- ・壁面広告物の地の色は、取り付け建物の壁面と同系統色（同一色相、隣接色相、類似色相）とし、建物になじませるようにしましょう。
- ・表示内容は最小限のものとし、ワンポイントで印象が得られる工夫を心がけましょう。



ワンポイントで印象的な効果が得られる事例（京都守口線）

共通編を踏まえ、ここでは各路線に特有の課題についてガイドラインとして整理します。

● 京都守口線

寝屋川市景観計画では、京都守口線に隣接した地区を淀川河川軸景観重点地区として設定し、景観の形成方向を次のように定めています。

- ◇対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮し、淀川の雄大で調和のとれた景観づくりに貢献します。
- ◇大阪平野を貫いて流れる淀川に沿ってみどり空間の輪を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりに貢献します。
- ◇淀川の開けた眺望の確保や一体性等に配慮するなど、淀川との関係を活かした景観づくりを行います。

◇屋外広告物設置目標

京都守口線の屋外広告物設置目標を次のように設定します。

・賑わいの中に統一感がある屋外広告物の設置

全線にわたり商業施設が立地し、賑わいが感じられる路線ですが、生活空間とも重なっており、過剰なデザインのものや大きな屋外広告物は生活者にとって不快なものともなりかねません。生活者にも配慮しつつ、デザインの質を高めるとともに、周辺の店舗などの屋外広告物とのバランスを考慮した設置を心がけ、センスの良い通りにしましょう。

【指針】

- ・周辺店舗などの屋外広告物とのバランスを考慮するよう心がけましょう。
- ・生活空間に配慮し、過度な夜間照明、点滅する照明、大規模な液晶広告等を用いた屋外広告物の設置は控えましょう。



現状では、屋外広告物が多く設置され、賑わいが感じられる一方で、原色の多用も目立ちます。

また、高さの異なる大規模な広告塔が重複しているため、それぞれの広告効果も低くなってしまっています。

周辺の広告塔と高さや大きさなどをそろえるなどの工夫で、より見やすい屋外広告物となるよう心がけましょう。

● 国道 1 号

寝屋川市景観計画で設定された淀川河川軸景観重点地区内を国道 1 号が縦貫しており、京都守口線と同様の景観整備方向となっています。

- ◇対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮し、淀川の雄大で調和のとれた景観づくりに貢献します。
- ◇大阪平野を貫いて流れる淀川に沿ってみどり空間の輪を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりに貢献します。
- ◇淀川の開けた眺望の確保や一体性等に配慮するなど、淀川との関係を活かした景観づくりを行います。

◇屋外広告物設置目標

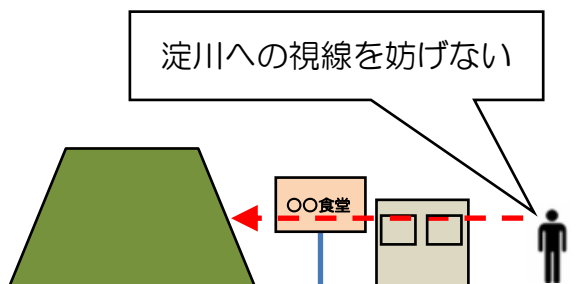
国道 1 号の屋外広告物設置目標を次のように設定します。

・ 淀川の景観と調和した屋外広告物の設置

淀川の緑地や街路樹が意識される路線です。淀川沿線は広い眺望と緑が得られ、市民に親しまれています。この広い緑との調和を考慮し、高さや形状とともに、色合いについても過剰な色彩のものは控えるようにしましょう。

【指針】

- ・ 淀川周辺の自然景観との調和に心がけましょう。
- ・ 道路西側（淀川に面する側）に屋外広告物を設置する場合は、淀川（及び周辺緑地）への眺望を大きく遮らないよう、高さや幅を抑えましょう。
- ・ 使用する色彩は、自然との連続性に配慮し、緑色と補色関係にある赤色系の使用には特に注意し、使用は最小限としましょう。
- ・ 夜間照明は、ネオンや電飾、液晶広告を用いたものなど自発光するものは避け、落ちついた照明にしましょう。



背後に淀川の緑が感じられる環境

● 国道 170 号

◇屋外広告物設置目標

国道 170 号の屋外広告物設置目標を次のように設定します。

・賑わいを感じるデザイン性の高い屋外広告物の設置

全線にわたり商業施設が立地し、賑わいを感じられる路線です。屋外広告物が集中し、競合することで、過剰なデザインとなっているものもみられます。この路線は住宅地にも隣接しており、生活者にも配慮し、デザインの質を高め、印象的な屋外広告物の設置に心がけるとともに、過剰なデザインとならないよう注意し、賑わいと活気に溢れる通りにしましょう。

【指針】

- ・賑わいの創出を考慮し、デザイン性の高い屋外広告物を心がけましょう。
- ・生活空間に配慮し、過度な夜間照明、点滅する照明、大規模な液晶広告等を用いた屋外広告物の設置は控えましょう。



店名など、必要最小限のシンプルな表示にすることで、屋外広告物の持つ広告効果を高めるとともに、周辺環境との調和にも配慮されています。



比較的大きいサイズの壁面広告物が複数設置されていますが、配列を整えることや、屋外広告物と道路との間に空間を確保するといった工夫で、圧迫感を抑えつつ、賑わいも確保されています。

● 第二京阪道路

寝屋川市景観計画では、第二京阪道路に隣接した地区を生駒やまなみ緑地軸景観重点地区として設定し、景観の形成方向を次のように定めています。

- ◇市街地の背景あるいは市街地からの眺望対象としての生駒山系を意識した景観形成を行います。
- ◇山麓斜面において、樹林など自然環境の保全と緑豊かな景観の創出を図ります。
- ◇山すそにある歴史文化遺産等との調和やつながりを大切にします。

◇屋外広告物設置目標

第二京阪道路の屋外広告物設置目標を、次のように設定します。

・みどりの軸にふさわしい屋外広告物の設置

商業施設の立地はあまりなく、目立った屋外広告物もあまりありません。

景観計画では、淀川のみどり、生駒山系のみどりに加え、第二京阪国道を「第二京阪道路景観重点地区」と指定し、あらたに「みどりの軸」として自然と都市景観が調和した景観の形成をつくりだすこととしています。

周辺は市街化調整区域にも接しており、今後商業施設の立地が予想される将来に備え、良好な屋外広告物の設置を誘導することで、景観に調和した屋外広告物として先導的な役割を果たすことが期待されます。

【指針】

- ・屋上広告物は、原則設置しないようにしましょう。
- ・使用する色彩は、自然との連続性に配慮し、緑色と補色関係にある赤色系の使用には特に注意し、使用は最小限としましょう。
- ・夜間照明は、ネオンや電飾、液晶広告を用いたものなど自発光するものは避け、落ちついた照明にしましょう。



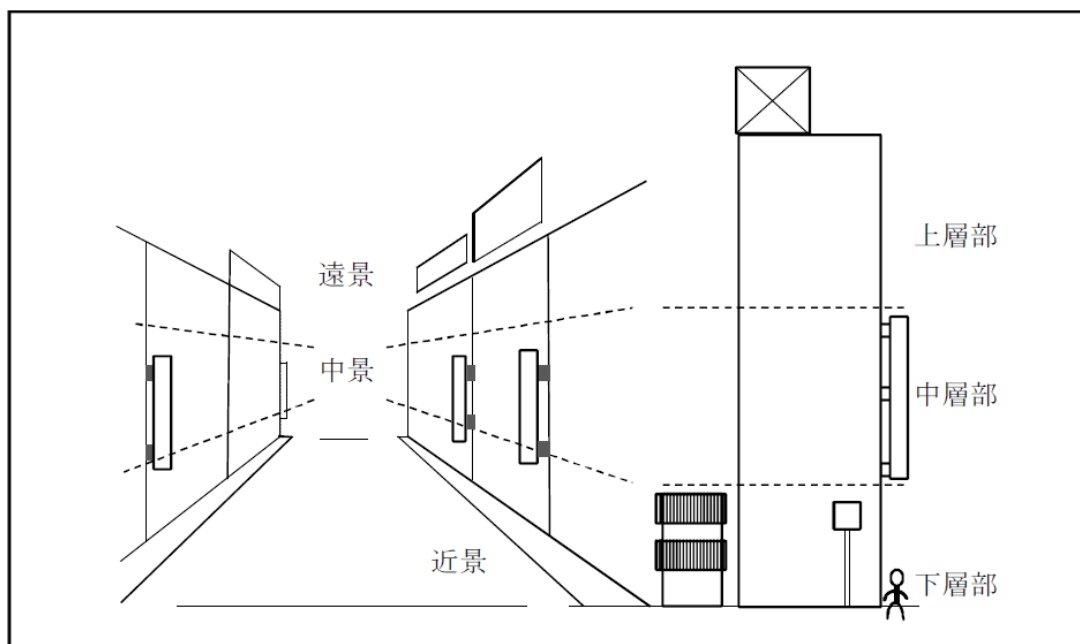
整然と配置された屋外広告物群



緑豊かな周辺環境

参考資料

参考 1：屋外広告物の色彩の考え方（出典「屋外広告の知識（ぎょうせい）」）



屋外広告で周辺景観と調和する方法については、周辺景観に類似・融和させて調和を図る方法と、周辺環境に対比的で、しかも調和する色彩を図る方法がある。

考え方は、まず地の色について、遠景に対応した上層部広告物と、中景に対応した中層部広告と、近景に対応した下層部に振り分け、融和の方法で調和色を選定する。振り分けは人の目の高さを中心に、その見え方を建物の高さを基準とした垂直レベルで区分する。

調和する色彩は次のように考える。

- ① 上層～中層部の広告は、
 - a) 「地色」に周辺景観の基調色を用いる。
 - b) 「地色」の明度を周辺景観の基調色の明度に合わせる。
 - c) 「地色」の彩度を落とす。※周辺景観の基調色とは、周辺景観の中で、もっとも面積を占めるか、さまざまな色を平均化した中庸の色をいう。
- ② 低層～中層部の広告は
 - a) 「地色」を建物の基調色（壁面色等）に類似させる。
 - b) 「地色」に「建物の基調色と同程度の明度で、類似色相の低彩度色を用いる。
- ③ 地域特性（商店街）や低層～中層部における賑わいや活気の演出を考える場合は、類似調和に対比調和を加えてもよい。

参考 2：色の表現

色の感じ方は人により異なるため、多くの人々が客観的に同じ色を共有できる尺度を表現するための手法として、日本工業規格の規格としても利用されている「マンセル表色系」を用いることが一般的です。

マンセル表色系では、ひとつの色を「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性を指標で表すものであり、これにより個人差のない正確な色彩を定義することができます。

① 色相

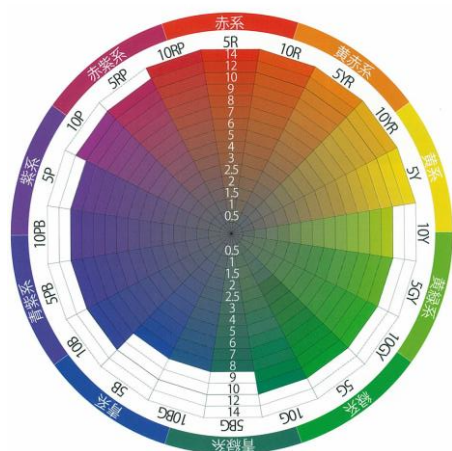
赤、黄、緑、青などの色合いのことを色相といい、10の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字とその度合いを示す0から10までの数値で表します。

② 明度

明るさの度合いを明度といいます。最も暗い色を「黒」、最も明るい色を「白」として、最も暗い順に低明度から、中明度、高明度と明るくなります。マンセル表色系では、0から10の数字で表現し、明るいほど数字が大きくなります。

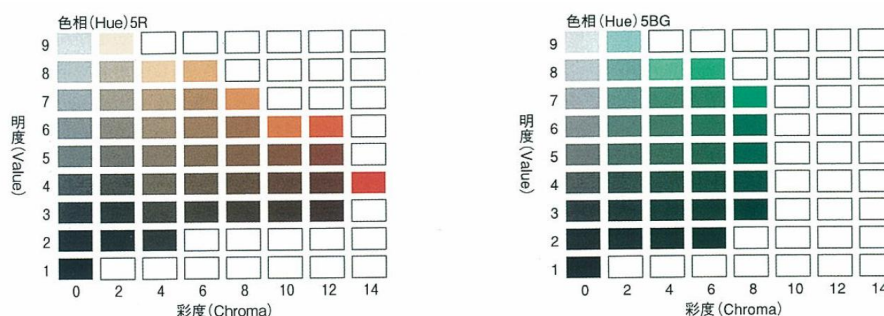
③ 彩度

色の鮮やかさの度合いを彩度といいます。マンセル表色系では、鮮やかな色彩ほど数値は大きくなりますが、その最大値は色相によって異なります。



マンセル表色系の色相環と彩度段階の配列

(出典「屋外広告の知識 (ぎょうせい)」)



明度と彩度の組み合わせの例

(出典「屋外広告の知識 (ぎょうせい)」)

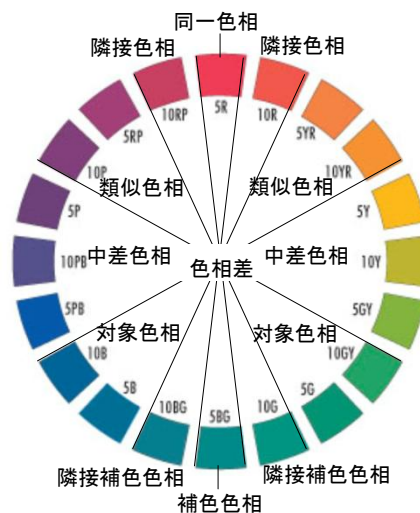
参考3：色相からみた配色の考え方

使いたい色を基準にして、色相の環をみると、その色との角度によって、①「同一色相」、②「隣接色相」、③「類似色相」、④「中差色相」、⑤「対照色相」、⑥「隣接補色色相」、⑦「補色色相」の7つのパターンに分類できます。

色の調和を考える際には、「共通（類似）の調和」と「対照（対比）の調和」に分けて考えることができます。

共通（類似）の調和は似通った色の組み合わせにより調和させる方法です。

対照（対比）の調和は、抵抗する色の組み合わせで、色の要素を対比させながら調和させる方法です。



(出典：「日本色研事業株式会社」資料に加筆)

1. 共通性（類似）の調和

① 同一色相

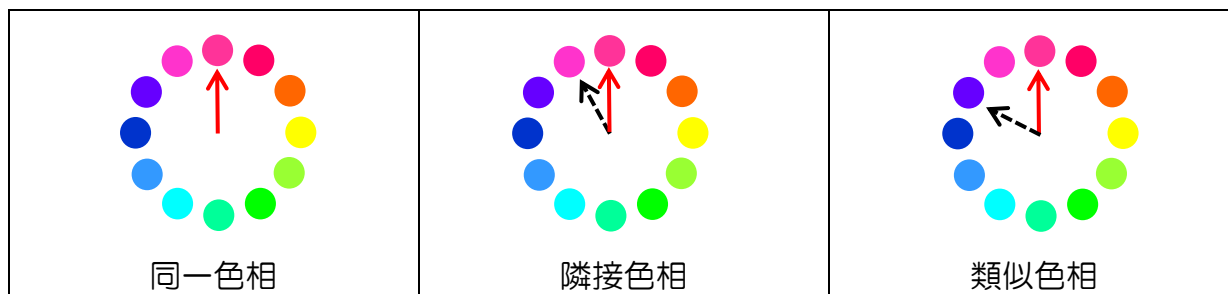
色相がまったく同じで、明度、彩度等を変化させた組み合わせです。統一感がありまとまりやすいです。

② 隣接色相

隣り合った色同士の組み合わせです。統一感があり合わせやすいですが、変化に乏しくなる傾向もあります。おとなしくあまり印象に残らない傾向もあります。

③ 類似色相

色相の差が近い色同士の配色です。つながった雰囲気を残しながらも、異なる色系なので、バランスのとりやすい配色です。



2. 対照（対比）の調和

① 中差色相

色相の環で見た場合、ほぼ直角に位置する色の組み合わせ。調和がとりにくく、効

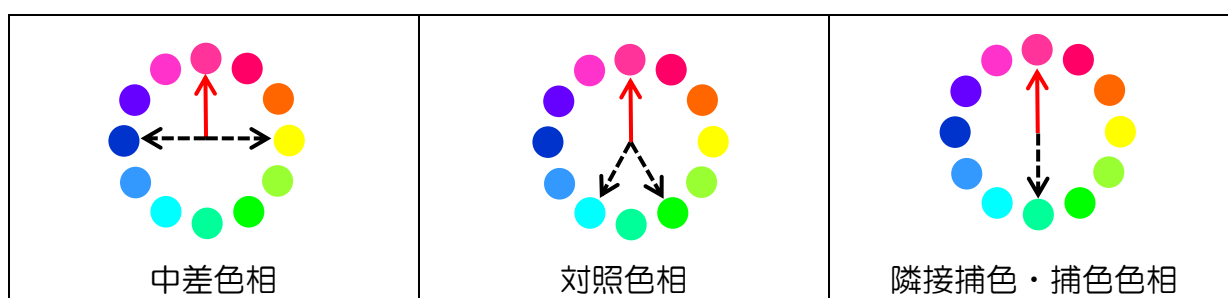
果的に使うには難度が高いです。

②対照色相

ほぼ補色に近く、強い印象を与えます。彩度の高いもの同士で合わせて使用するとさらに印象が強くなります。使用するにはやや難易度が高いです。

③隣接捕色色相・捕色色相

色相の環で見た場合、ほぼ反対側に位置する色の組み合わせ。色の対比が強くお互いの色を強調する組み合わせになります。面積比などでバランスをとることが重要です。

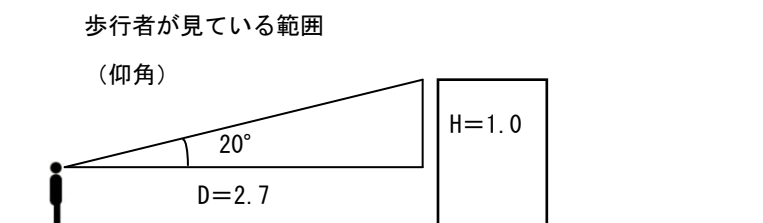


参考4：歩行者が見ている範囲（出典「屋外広告の知識（ぎょうせい）」に加筆）

歩行者が目を動かしている範囲はおよそ20度程度であり、歩行者が普通に歩いている場合は、マイナス10度、9mほど先の地面に目を向け、垂直15度ほどの範囲を常時みており、何か興味があればその方向に目を向け、また元に戻ります。

屋外広告物は、この20度の範囲に出さなければ視認性が著しく落ち、発見しにくくなるといわれています。

このうち、垂直方向への視認については、仰角（上を見上げる視線の、水平に対する角度）で表され、仰角20度の場合、道路幅員をD、広告物の高さをHとすれば、 $D/H \div 2.7$ 以下（高くなる）になると広告物への視認性が落ちることになります。

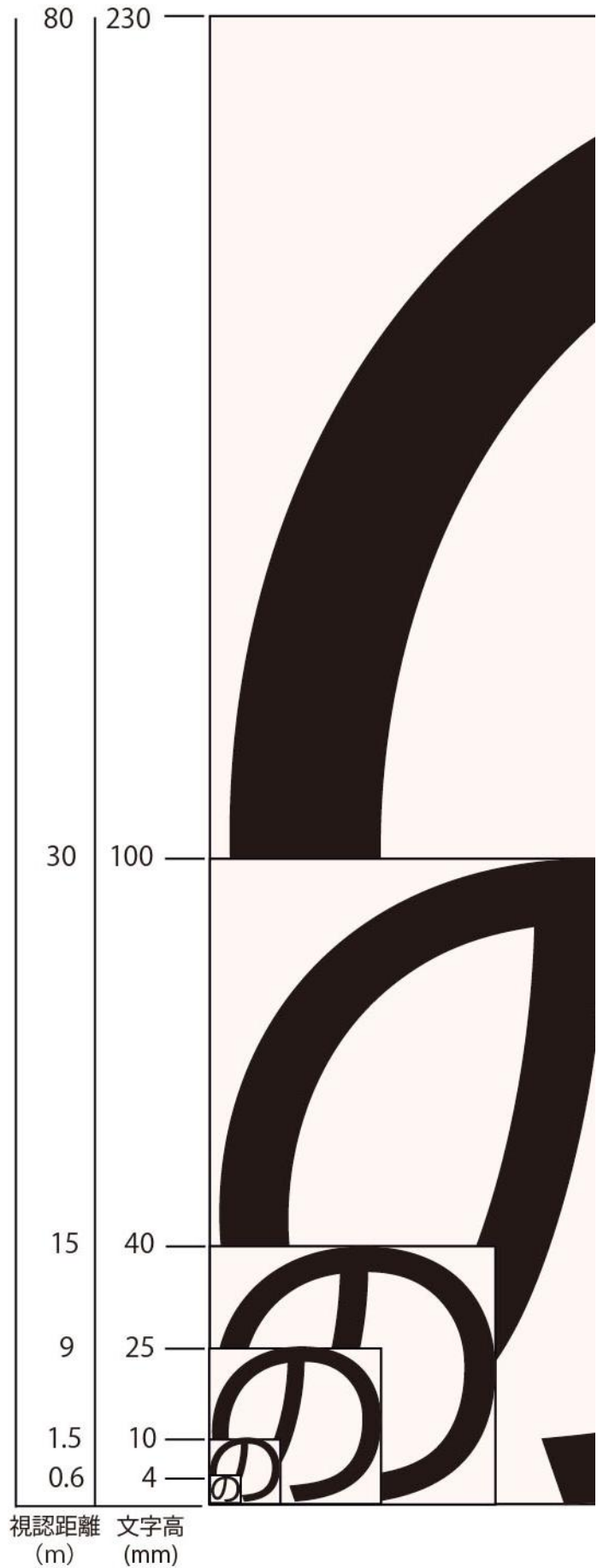


参考5：文字の視認性

(出典「屋外広告の知識(ぎょうせい)」に加筆)

判別できる文字の大きさは、走行速度40kmの道路では80mの距離で20cm程度です。この関係は、屋外広告の場合にも参考となります。

自動車運転者については矯正視力が前提ですが、歩行者を対象とする場合は、視力を低く設定することになりますので、さらに大きな文字が必要です。近距離でみる地図の場合は、1.5m離れた場合で4cm、60cm程度離れた場合で4mm程度ですが、実際に使ってみるとその1.5倍程度が安心して読める大きさとなります。



参考6：屋外照明に関する事項（出典「光害対策ガイドライン」から抜粋）

表 2-6 CIE の環境区域 (CIE. 150-2003)

区域	環境	光環境	例
E 1	自然	本来暗い	国立公園、保護された場所
E 2	地方	低い明るさ	産業的又は居住的な地方領域
E 3	郊外	中間の明るさ	産業的又は居住的な郊外領域
E 4	都市	高い明るさ	都市中心と商業領域

表 2-7 障害光を抑制するための照明技術特性値の許容最大値 (CIE. 150-2003 抜粋)

照明技術的指標	利用条件	環境区域			
		E 1	E 2	E 3	E 4
(a) 周辺地所の照明の限界 (進入光) 規制は、近隣住居、潜在的住居、特に窓のような関係する面や部分に適用する。値は全ての照明器具の和である。 表 2. 2 地所における鉛直面照度の限界					
鉛直面照度 ($E_v : 1x$)	減灯時間前	2	5	10	25
	減灯時間以降	0 (備考)	1	2	5
備考) もし照明器具が公共 (道路) 照明用の場合はこの値は 1 lx 以下。 (b) 視野内の輝きの高い照明器具の限界 規制は、照明器具の輝きが居住者に迷惑を与えそうな方向において、個々の照明に適用する。観察点は、そのような眺めが継続する位置であり、一時的・短期的状態は含まない。 表 2. 3 指定された方向への照明器具の最大光度値					
照明器具の光度 ($I : cd$)	減灯時間前	2,500	7,500	10,000	25,000
	減灯時間以降	0 (備考)	500	1,000	2,500
備考) 照明器具が公共 (道路) 照明用の場合は、この値は 500cd 以下。 (c) 交通機関への影響の限度 表 2. 4 道路照明以外の照明施設からの閾値増加の最大値					
	道路分類 1)				
	道路照明なし	M5	M4/M3	M2/M1	
閾値の増加 2)3) ($TI : \%$)	15 (順応輝度 0.1 cd/m^2)	15 (順応輝度 $1cd/m^2$)	15 (順応輝度 $2cd/m^2$)	15 (順応輝度 $5cd/m^2$)	備考) 1. CIE 115-1995 に示された道路の区分。 2. 限界値は、交通機関の利用者の重要な情報を視認する能力が、低下する場合に適用。 3. 光幕輝度に対しては、5. 表 5. 2 に対応する等価光幕輝度 L_v の制限値を示す。
(b) 過剰に照明された建築物の壁面と看板 表 2. 5 建築物壁面と看板の平均輝度の最大許容値					
建物表面の輝度 (L_b)	平均照度×反射率/πより求める	0 cd/m^2	5 cd/m^2	10 cd/m^2	25 cd/m^2
看板の輝度 (L_s)	平均照度×反射率/πより求める又は、自発光しているものの輝度	50 cd/m^2	400 cd/m^2	800 Cd/m^2	1000 Cd/m^2
備考) 値は地区 E 1 を除いては、減灯の以前・以後の両時間帯に適用。看板の値は、交通管制標識には適用しない。 これらの値は CIE74-1988 に示す。区域 E 1 及び E 2 では、周期変動あるいは点滅的な性質の照明を伴う使用は認めない。どの分類の区分でも、住居の窓の近傍に取り付けるべきではない。					

